

よくあるご質問 Q&A (販路開拓事業・販売力強化事業・採用活動事業)

1 三事業（販路開拓事業・販売力強化事業・採用活動事業）共通

共通Q1 助成要件の「申請者において新しく取組む活動であること」とはどういうことですか。

共通A1 本助成金は、「新しい生活様式を踏まえた経済活動」に対する助成のため、新型コロナウイルス感染症の発生以降、申請者にとって初めて実施する経済活動が助成対象になります。(加えて、助成対象となる経費は令和2年4月1日～令和3年2月28日に発生したものに限ります。)

(例)

	内容1		内容2		助成対象
販路開拓事業	R2.3に初めてテイクアウトを実施した			→	×
	R2.4以降に初めてテイクアウトを実施した	→	R2.4～R3.2に購入したテイクアウト用容器代	→	○
		→	魚津店以外の店舗で使用したテイクアウト容器代	→	×
販売力強化事業	R2.1より前から現在まで、自社のホームページを持ち、商品の注文を受け付けている。	→	現在のホームページの維持管理費	→	×
		→	R2.4～R3.2に現在のホームページをリニューアルした費用	→	○
		→	R2.4～R3.2にこれまでなかった機能をホームページに追加するための費用(例:新たな注文システムの構築費用)	→	
採用活動事業	R2.4～R3.2に、初めて人材募集サイトに登録した初期費用(※)			→	○
	R2.1より前から現在まで、ある人材募集サイトAで従業員を募集している。	→	人材募集サイトAの掲載にかかる費用	→	×
		→	R2.4～R3.2に、Aとは異なるサイトBに登録した初期費用(※)	→	○
		→	R2.4～R3.2に、Aとは異なるサイトBに登録後、発生した維持費(※)	→	×

※初期登録時に最初に支払った費用を初期費用とし、2回目以降に支払うものを維持費とします。詳しくは、「4 採用活動事業について」をご覧ください。

共通Q 2 魚津市に本社、富山市に支社がありますが、魚津本社以外の経費は対象になりますか。

共通A 2 対象になりません。魚津市にある営業拠点に対してかかった経費のみが助成対象となります。

共通Q 3 「経費の理由書」は、どのような内容を書けばいいですか。

共通A 3 記入例を参考に、申請する対象経費が「新しい生活様式を踏まえた経済活動」を行うために必要な理由を、具体的に詳しく記入してください。

2 販路開拓事業について

販路Q 1 ECモールの初回出展時に、出展料（数か月分）を支払う必要がありますが、助成対象になりますか。

販路A 1 助成対象となります。最初に支払う場合のみ出展料も対象となります。ただし、そのことがわかる資料を添付してください。

3 販売力強化事業について

販売Q 1 ホームページのリニューアル費用が助成対象とありますが、軽微なリニューアルでも対象になりますか。

販売A 1 新しい生活様式に沿った経済活動のために必要なリニューアルであることが理由書で具体的に説明されている場合は助成対象になります。

4 採用活動事業について

採用Q 1 魚津市と富山市で飲食店を営んでいます。富山市の店舗に勤務する従業員をオンライン募集するためのオンライン面接ツール導入費は助成対象になりますか。

採用A 1 助成対象にはなりません。魚津市の営業拠点における採用活動が助成対象です。

採用Q 2 採用条件の勤務地が「魚津店もしくは富山店」のように、魚津市の店舗と魚津市外の店舗を区別することなく募集する場合は助成対象になりますか。

採用A 2 助成対象になります。

ただし、交付申請時に魚津店を勤務地候補にしたことがわかる資料の添付をお願いします。

採用Q 3 助成対象「人材募集サイトへの登録費」について詳しく教えてください。

採用A 3 初回登録時の初期費用（イニシャルコスト）が助成対象です。
 維持管理費や時間経過に伴い発生する費用（ランニングコスト）は助成対象外です。
 ただし、成果に応じて支払い額が変更されるものについては、令和3年2月28日までに額が確定し、令和3年3月15日までに交付申請を提出したものは対象となります。
 具体例として、下表を参考にしてください。
 ただし、いずれも途中解約等による返金が発生した場合は助成金も返還する必要があります。

(表)

内容1		内容2		助成対象		
R2.4.1 ~ R3.2.28 の期間中に初めて登録する人材募集サイトに関する費用	→	初回登録時に支払うもので、一度のみ発生するもの 例) 導入費用、登録費用など	→	○		
	→	初回登録時に支払う有料掲載費用（期間は問わない） 例) 有料掲載枠 12ヶ月分	→	○		
	→	初回登録時以外のタイミングで支払う有料掲載費用	→	×		
	→	広告代行業者への委託料 (助成対象外経費にあたる部分は除く)	→	○		
	→	採用決定に伴い発生する成果報酬費用	→	R3.2.28 までに額が確定し、	→	○
	→	募集サイト掲載後、採用情報が閲覧される毎に発生する費用 例) クリック課金	→	R3.3.15 までに交付申請可能である。	→	○